

議案第 94 号

つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表公平委員会の委員の部を次のように改める。

公平委員会の委員	委員長	日額 10,700円 ただし、措置要求に係る判定書、審査請求に係る裁決書その他の書面の作成事務に従事した場合は、日額 24,000円とする。	副市長
	委員	日額 8,900円	

	ただし、措置要求に係る判定書、審査請求に係る裁決書その他の書面の作成事務に従事した場合は、日額24,000円とする。
--	--

別表予防接種健康被害調査委員会の委員の項中「6,000円」を「10,000円」に改め、同表保育所嘱託医の部中「180,000円」を「200,000円」に改め、同表小・中・義務

「

教育学校嘱託医の部中

一般医	次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 1校（義務教育学校にあつては1教育課程）当たり年額180,000円に児童又は生徒1人当たり年額200円を加算した額 (2) 就学时健康診断報酬 1校当たり20,000円に受診者1人当たり150円を加算した額
眼科検診医	1校（義務教育学校にあつては1教育課程）当たり年額180,000円に児童又は生徒1人当たり年額200円を加算した額

を

」

「

一般医	次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 1校（義務教育学校にあつては1教育課程）当たり年額200,000円に児童又は生徒1人当たり年額250円を加算した額 (2) 就学时健康診断報酬 1校当たり20,000円に受診者1人当たり150円を加算した額
眼科検診医	1校（義務教育学校にあつては1教育課程）当たり年額200,000円に児童又は生徒1人当たり年額250円を加算した額

に改め、同部歯科医の項中「180,000

」

円」を「200,000円」に、「180円」を「250円」に改め、同表小・中・義務教育学校薬剤師の項中「72,000円」を「132,000円」に改め、同表幼稚園嘱託医の部中「180,000円」を「200,000円」に改め、同表幼稚園薬剤師の項中「72,000円」を「132,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

公平委員会の委員、予防接種健康被害調査委員会の委員、保育所嘱託医、学校医

等の報酬の見直しに伴い、この条例案を提出するものである。

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略）				本則・附則（略）			
別表（第2条、第4条関係）				別表（第2条、第4条関係）			
職		報酬		職		報酬	
相当する職		相当する職		相当する職		相当する職	
(略)		(略)		(略)		(略)	
公平委員会の委員	委員長	日額 <u>10,700円</u> ただし、措置要求に係る判定書、審査請求に係る裁決書その他の書面の作成事務に従事した場合は、日額 <u>24,000円とする。</u>	副市長	公平委員会の委員	委員長	日額 <u>10,700円</u>	副市長
	委員	日額 <u>8,900円</u> ただし、措置要求に係る判定書、審査請求に係る裁決書その他の書面の作成事務に従事した場合は、日額 <u>24,000円とする。</u>			委員	日額 <u>8,900円</u>	
(略)		(略)		(略)		(略)	
予防接種健康被害調査委員会の委員		日額 <u>10,000円</u>		予防接種健康被害調査委員会の委員		日額 <u>6,000円</u>	
(略)		(略)		(略)		(略)	
保育所嘱託医	一般医	年額 1所当たり <u>200,000円</u>	一般職の職員	保育所嘱託医	一般医	年額 1所当たり <u>180,000円</u>	一般職の職員
	歯科医	年額 1所当たり <u>200,000円</u>			歯科医	年額 1所当たり <u>180,000円</u>	

(略)	(略)	(略)
小・中・義務教育学校嘱託医	一般医 次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 1校（義務教育学校にあつては1教育課程）当たり年額200,000円に児童又は生徒1人当たり年額250円を加算した額 (2) 就学時健康診断報酬 1校当たり20,000円に受診者1人当たり150円を加算した額	一般職の職員
	眼科検診医 1校（義務教育学校にあつては1教育課程）当たり年額200,000円に児童又は生徒1人当たり年額250円を加算した額	一般職の職員
	歯科医 次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 1校（義務教育学校にあつては1教育課程）当たり年額200,000円に児童又は生徒1人当たり年額250円を加算した額 (2) (略)	一般職の職員
(略)	(略)	(略)
小・中・義務教育学校薬剤師	年額	一般職の職員

(略)	(略)	(略)
小・中・義務教育学校嘱託医	一般医 次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 1校（義務教育学校にあつては1教育課程）当たり年額180,000円に児童又は生徒1人当たり年額200円を加算した額 (2) 就学時健康診断報酬 1校当たり20,000円に受診者1人当たり150円を加算した額	一般職の職員
	眼科検診医 1校（義務教育学校にあつては1教育課程）当たり年額180,000円に児童又は生徒1人当たり年額200円を加算した額	一般職の職員
	歯科医 次に掲げる額の合計額 (1) 基本報酬 1校（義務教育学校にあつては1教育課程）当たり年額180,000円に児童又は生徒1人当たり年額180円を加算した額 (2) (略)	一般職の職員
(略)	(略)	(略)
小・中・義務教育学校薬剤師	年額	一般職の職員

		1校当たり <u>132,000円</u>	
幼稚園嘱託医	一般医	年額 1園当たり <u>200,000円</u>	一般職の職員
	歯科医	年額 1園当たり <u>200,000円</u>	一般職の職員
幼稚園薬剤師		年額 1園当たり <u>132,000円</u>	一般職の職員
(略)		(略)	(略)

		1校当たり <u>72,000円</u>	
幼稚園嘱託医	一般医	年額 1園当たり <u>180,000円</u>	一般職の職員
	歯科医	年額 1園当たり <u>180,000円</u>	一般職の職員
幼稚園薬剤師		年額 1園当たり <u>72,000円</u>	一般職の職員
(略)		(略)	(略)